

公立大学法人横浜市立大学 安全保障輸出管理規程

制 定 令和元年10月1日規程第22号
最近改正 令和7年5月28日規程第41号

(目的)

第1条 本規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 公立大学法人横浜市立大学定款第8条に規定された役員、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第3条第1項に規定された教職員（教員職員、一般職員及び派遣職員をいう）及び同非常勤職員就業規則第2条第1項に規定された非常勤職員、同客員教員等に関する規程第2条第2項に規定された客員教員
- (2) 学生等 本学に在籍する学部学生、大学院生及び本学の各種制度等に基づいて受入れを許可された研究生等
- (3) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供若しくは非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (9) キャッチャール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 評定非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。

- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロボット若しくは無人航空機をいう。
- (13) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (16) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判断基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (17) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (18) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4賃局第492号）1(3)サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、教職員等並びに学生等が本学における教育、研究その他の活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 本学は、国際的な平和及び安全の維持を妨げることのないよう、技術の提供及び貨物の輸出について外為法等を遵守するとともに、輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備し、その充実を図る。

（最高責任者）

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

2 最高責任者は本規程の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、研究・産学連携推進センター長をもって充てる。

2 統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う

- (1) 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃に関する業務
- (2) 輸出管理に係る規程等に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務
- (3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関する業務
- (4) 全学的な輸出管理業務の統括及び全学への周知徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務
- (5) 輸出管理業務の監査に関する業務
- (6) 輸出管理の教育に関する業務
- (7) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務
- (8) 安全保障輸出管理委員会を統括する業務

(9) 輸出者等遵守基準を定める省令で規定されている該非確認責任者の責務
(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、研究推進部長をもってその任に充てる。

2 輸出管理に関する指導、助言を得るために輸出管理アドバイザーを置くことができる。輸出管理アドバイザーは、専門的知識を有する者を統括責任者の指名に基づき学内から選出又は学外の者に委嘱する。

3 管理責任者は、統括責任者の指示の下で、輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務
- (2) 輸出管理手続業務の推進に関する業務
- (3) 輸出管理の教育に関する業務
- (4) 輸出管理手続業務に係る本学の教職員等からの相談に関する業務

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修・啓発活動等に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 国際総合科学群長
- (3) 医学群長
- (4) 管理責任者
- (5) その他委員長が必要と認めた者

4 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。委員長は、委員会を招集し、議長となる。

5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事前確認）

第9条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、別に定める「事前確認シート」を用いて管理責任者に届出を行い、当該事案に係る事実関係等についての確認（以下「事前確認」という。）および取引の可否について管理責任者の承認を受けなければならない。ただし、第13条の取引審査を行う必要があることが明らかなときには、この限りでない。

2 教職員等は、第1項に規定する判定により、取引審査の手続が必要と判断されたとき又は 取引審査を行う必要があることが明らかなときは、次条から第13条までに

規定する手続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 教職員等は、第13条の取引審査の手続が必要と判断されたときは、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定(以下「該非判定」という。)を行わなければならない。この場合においては、別に定める該非判定票を起票するものとする。

2 該非判定は、次のとおり行わなければならない。

(1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定する。

(2) 外部機関から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、当該機関から該非判定票等を取得し、該非判定を行う。ただし、当該機関から該非判定票等を取得しなくとも該非判定をすることができるときは、この限りでない。

3 前項の該非判定は、統括管理者が判定内容について最終確認を行う。

(用途確認)

第11条 教職員等は、第13条の取引審査の手続が必要とされた場合には、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないことを、別に定める「用途チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認しなければならない。この場合において、需要者以外から間接的に得ている情報については、直近1年以内に取得した情報を用いて確認することとする。

(需要者確認)

第12条 教職員等は、次条の取引審査の手続が必要とされた場合には、当該技術又は貨物の需要者について、別に定める「需要者チェックシート」を用いて確認しなければならない。この場合において、需要者以外から間接的に得ている情報については、直近1年以内に取得した情報を用いて確認することとする。

(取引審査)

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合において、第10条の該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かの審査(以下「取引審査」という。)を行う必要があるとされたときは、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める取引審査票を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査を請求し、承認を受けなければならない。

2 取引審査票には、審査に必要な書類を添付するものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第14条 統括責任者は、前条第1項に基づく承認が行われた場合は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等について、理事長名により所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

2 教職員等は、前条第1項の第二次審査に必要な書類ならびに前項の許可申請に関する書類の作成に協力しなければならない。

3 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該取引を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第15条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第9条の事前確認及び第13条の取引審査手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるものほか、教職員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第16条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第9条の事前確認及び第13条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。

2 前項に定めるものほか、教職員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを併せて確認しなければならない。

3 教職員等は、前2項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、管理責任者にその旨を報告しなければならない。

5 管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(学生等が取引をする場合の取扱い)

第17条 教職員等は、当該教職員等が主として教育・研究指導を行う学生等が技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、この規程に定める手続きを行わなければならない。

(監査)

第18条 統括責任者は、本学における輸出管理が外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(指導)

第19条 統括責任者は、教職員等に対し、外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第20条 統括責任者及び管理責任者は、外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めの遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、輸出管理の教育を計画的に行うものとする。

2 教職員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する研究室等を利用する学生等に対し、外為法等及びこの規程の遵守についての理解を深めるため必要な教育研修を行うよう努めるものとする。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第 21 条 輸出管理の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 輸出管理に係る文書及びその電磁的記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも 7 年間保管しなければならない。

(報告)

第 22 条 教職員等は、外為法等、この規程若しくはこの規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、外為法等、この規程又はこの規程に基づく定めに違反している事実が判明したときは、遅滞なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、本学関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(事務)

第 23 条 輸出管理に関する事務は、関係部・課の協力を得て、研究推進部において処理する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年規程第 22 号）

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 10 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規程第 44 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（令和 7 年規程第 41 号）

この規程は、令和 7 年 5 月 28 日から施行する。